

熊本県公報

第 1 1 6 6 3 号
平成 20 年 3 月 3 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○ "	(") 2
○指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢者支援総室) 2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 2
○種畜証明書の交付	(畜産課) 4
公 告	
○平成 20 年度前期技能検定の実施	(労働雇用総室産業人材育成室) 5
○技能実習制度に係る平成 20 年度技能検定の実施	(") 7
○二級建築士の懲戒処分及び一級建築士事務所監督処分	(建築課) 8
○ "	(") 8
○ "	(") 9
○ "	(") 9
○平成 20 年二級建築士及び木造建築士試験の実施	(") 9
○ "	(") 10
○電子計算機用データ入力業務委託(給与部門)に係る一般競争入札	(情報企画課) 11
○電子計算機用データ入力業務委託(総務部門)に係る一般競争入札	(") 13
○電子計算機用データ入力業務委託(衛生・その他部門)に係る一般競争入札	(") 16
○電子計算機用税務データ入力業務委託に係る一般競争入札	(税務課) 18
登 載 依 頼	
○平成 20 年度熊本県立豊野少年自然の家管理業務に係る一般競争入札の実施	(教育庁社会教育課) 20
○平成 20 年度熊本県立菊池少年自然の家管理業務に係る一般競争入札の実施	(") 23
○宇城地域保健医療推進協議会の開催	(医療政策総室) 25
○平成 19 年度第 2 回菊池地域保健医療推進協議会の開催	(") 25
○平成 19 年度熊本県社会福祉審議会の開催	(健康福祉政策課) 26
○熊本県グリーン購入推進方針リサイクル建設資材判断基準等検討委員会の開催	(環境政策課) 26
○熊本県警察本部庁舎廃棄物運搬処理業務委託に係る一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 27

告 示

熊本県告示第 156 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 3 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	218 号	下益城郡美里町畝野字弥勒 1650 番 1 地先から 同所 1657 番 1 地先まで	前	10.8 ～ 44.6	62.6	廃道処分

			後	9.8 ～ 28.4	62.6	
		下益城郡美里町中小路字井手仲間 642 番 1 地先から	前	18.2 ～ 34.0	93.8	
		同所 642 番 1 地先まで	後	17.2 ～ 21.1	93.8	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 3 月 3 日

熊本県告示第 157 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 3 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387 号	阿蘇郡小国町大字西里字崩ノ尾 3310 番 1 地先から 同町大字西里字下比羅 3392 番 3 地先まで	前	55.0 ～ 76.0	37.5	管理区分 の変更
			後	53.0 ～ 71.0	37.5	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 3 月 3 日

熊本県告示第 158 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 3 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
こころの森 下益城郡美里町白石野 99 番地	NPO 法人こころの森	平成 20 年 3 月 1 日

熊本県告示第 159 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

平成 20 年 3 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 辺田目地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 7 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	宇土市	下網田町		辺田目	2709-1 地先（里道）
2	”	”		”	2802 地先（国有地）
3	”	”		”	2804-2
4	”	”		”	2834-2+ 道
5	”	”		”	2794

6	"	"	"	2748-1
7	"	"	"	2715

- 2 伊津野地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	宇土市	野鶴町		辻 畑	599-1
2	"	"		"	591
3	"	"		"	584-1
4	"	"		"	581
5	"	"		"	580
6	"	"		"	575
7	"	"		北 田	320
8	"	"		"	317-1
9	"	"		"	301-1
10	"	"		"	"
11	"	"		"	300
12	"	"		"	299-1 地先 (道路)
13	"	"		辻 畑	587-2
14	"	"		岩 崎	205、206、212、213、214、215、216-1、216-2、216-3、217、218、219、220、221、222-1、222-3、222-4、222-5、223-1、223-2、223-3、223-4、224、225-2、246、248、249、250、252、253、254、255、256-1、256-2、256-3、256-4、257、260、261、262 (筆界未定地)
15	"	"		"	"

- 3 木鷲野地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱14号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	上益城郡	山都町	島 木	岩 立	1467
2	"	"	"	"	"
3	"	"	"	福 山	1379
4	"	"	"	"	1381
5	"	"	"	"	1400
6	"	"	"	"	1395-2
7	"	"	"	"	1393-1
8	"	"	"	"	1384
9	"	"	"	"	1382
10	"	"	"	"	1369
11	"	"	"	"	1370
12	"	"	"	"	1374
13	"	"	"	"	1375-2
14	"	"	"	"	1376

- 4 日当(B)地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	葦北郡	津奈木町	福 浜	脇川内	1703-1
2	"	"	"	峠	1762-1

3	"	"	"	脇川内	1742-2
4	"	"	"	"	1720、1724、1729、1730 (筆界未定地)
5	"	"	"	"	1722
6	"	"	"	"	1721
7	"	"	"	"	1708

5 防ヶ迫地区急傾斜地崩壊危険区域 (追加指定)

次に掲げる土地に存する標柱 19 号から標柱 31 号までを順次結んだ線及び標柱 31 号と標柱 19 号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに次に掲げる土地に存する標柱 32 号から標柱 35 号までを順次結んだ線及び標柱 35 号と標柱 32 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
19	葦北郡	芦北町	小田浦	防ヶ迫	1394-3
20	"	"	"	"	1580-1
21	"	"	"	"	"
22	"	"	"	"	1580-3
23	"	"	"	"	1580-7
24	"	"	"	"	1581-3
25	"	"	"	"	1386-9
26	"	"	"	"	1386-17 地先 (国道)
27	"	"	"	"	"
28	"	"	"	"	1386-3
29	"	"	"	"	1390-2
30	"	"	"	"	1395
31	"	"	"	"	1394-2
32	"	"	"	"	1455-1
33	"	"	"	"	1450-2
34	"	"	"	"	1468-2
35	"	"	"	"	"

6 山仁田地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 12 号までを順次結んだ線及び標柱 12 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村		字	番 地
1	天草市	本渡町	本戸馬場	下山仁田	2502-2
2	"	"	"	"	2552
3	"	"	"	"	2529-2
4	"	"	"	"	2537-1
5	"	"	"	"	2536-4
6	"	"	"	"	2534-1 地先 (道路)
7	"	"	"	"	2530-1 地先 (道路)
8	"	"	"	"	2513 地先 (水路)
9	"	"	"	"	2511 地先 (道路)
10	"	"	"	"	2509 地先 (道路)
11	"	"	"	"	2509
12	"	"	"	"	2508

熊本県告示第 160 号

家畜改良増殖法 (昭和 25 年法律第 209 号) 第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施し、種畜証明書を交付したので告示する。

平成 20 年 3 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第4条に規定する牛の雄
- 3 検査実績

検査日	種畜証明書番号 (平19熊本県臨)	名号	品種	検査成績	飼養者	検査場所
平成20年2月 12日(火)	第11号	若夏	黒毛和種	2級	社団法人家畜改良事 業団 熊本種雄牛センター	阿蘇郡西 原村
	第12号	夢現	黒毛和種	2級	江藤牧場	阿蘇市一 の宮町

公 告

熊本県公告第133号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条の規定に基づき平成20年度前期技能検定を次のとおり実施する。

平成20年3月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 実施職種

(1) 1級及び2級

造園、金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（打出し板金に係るものに限る。）、仕上げ、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工及び家具機械加工に係るものに限る。）、建具製作、印刷、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事及びシーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、フラワー装飾

(2) 3級

園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御旋盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、機械保全、電子機器組立て、左官、塗装（金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ、フラワー装飾

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

等級	検 定 実 施 職 種	手数料の額
1級及び 2級	造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾	15,700円
	婦人子供服製造	13,000円
3級	園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、左官、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾	15,700円 (10,500円)

かっこ書きの手数料は、熊本県手数料条例別表第 20 に定める在校生等が受検する場合に適用する。

イ 実施期日

実技試験は、平成 20 年 6 月 9 日から平成 20 年 9 月 17 日までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、平成 20 年 6 月 2 日に熊本県職業能力開発協会にて公表する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3,100 円

イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実施年月日
3 級	園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、左官、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾	平成 20 年 7 月 27 日
1 級及び 2 級	造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成 20 年 8 月 24 日
1 級及び 2 級	機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成 20 年 8 月 31 日
1 級及び 2 級	放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、強化プラスチック成形、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾	平成 20 年 9 月 7 日

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書を(2)の提出先に提出すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会
熊本市水前寺六丁目 5 番 19 号熊本県住宅供給公社ビル内
電話 096-384-1711

(3) 受付期間

平成 20 年 4 月 3 日から平成 20 年 4 月 16 日まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会にて交付する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、140 円切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、郵送による申請書は、平成 20 年 4 月 16 日までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ イの場合において、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証明する書面を同封すること。

5 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

6 合格発表

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成 20 年 10 月 3 日以降(平成 20 年 7 月 27 日に学科試験を実施する職種については平成 20 年 8 月 27 日以降)に書面で通知する。

(2) 技能検定の合格者は、平成 20 年 10 月 3 日(平成 20 年 7 月 27 日に学科試験を実施する職種については平成 20 年 8 月 27 日)に熊本県庁行政棟本館 1 階ロビーの掲示板及び熊本県庁ホームページにおいて受験番号を掲示又は記載する。

(3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等

技能検定の合格者には、1 級については厚生労働大臣、2 級及び 3 級については熊本県知事の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から 1 級技能士章、2 級技

能士章、3級技能士章がそれぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第134号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条の規定に基づき技能実習制度に係る平成20年度技能検定を次のとおり実施する。

平成20年3月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 実施職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金に係るものに限る。）、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 受検資格

技能実習制度に係る3級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

3 試験の方法

実技試験及び学科試験

4 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

検 定 実 施 職 種	手数料の額
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装	15,700円
機械検査、婦人子供服製造	13,000円

イ 実技試験の実施期日

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日を行う。

ウ 実技試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 実技試験問題の公表

問題は、あらかじめ熊本県職業能力開発協会に掲示するとともに、受検申請者あて送付する。

- (2) 学科試験
ア 学科試験の手数料 3,100 円
イ 学科試験の実施期日
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
ウ 学科試験の実施場所
実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- 5 受検申請の手続
(1) 提出書類
技能検定受検申請書を(2)の提出先に提出すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。
(2) 提出先
熊本県職業能力開発協会
熊本市水前寺六丁目 5 番 19 号熊本県住宅供給公社ビル内
電話 096-384-1711
(3) 受付期間
実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ 2 週間前まで
(4) 受検申請に関する注意等
ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会に交付する。
なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、140 円切手をはったもの)を同封すること。
イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
ウ イの場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。
- 6 手数料の納付方法等
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。
なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
- 7 合格発表
(1) 合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が書面で通知する。
(2) 技能検定合格証書の交付
3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定合格者には、熊本県知事の合格証書を交付する。
- 8 その他
技能実習制度に係る技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第 135 号

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 92 号)附則第 4 条第 2 項の規定により、なお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 10 条第 1 項 2 号の規定による処分をしたので、建築士法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日 平成 20 年 2 月 20 日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号 林正史 二級建築士 第 7338 号
- 3 処分の内容 業務停止 1 月
- 4 処分の原因となった事実 自らが管理する一級建築士事務所に所属する技術者の業務について、その管理と適正の確保を怠った。

熊本県公安第 136 号

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 92 号)附則第 4 条第 2 項の規定により、なお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 10 条第 1 項 2 号の規定による処分をしたので、建築士法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日 平成 20 年 2 月 20 日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及

びその者の登録番号 船元淳也 二級建築士 第8431号

3 処分の内容 業務停止6月

4 処分の原因となった事実

(1) 二級建築士の業務範囲を超える設計を行った。

(2) 建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物(2物件)を現出させた。

熊本県公告第137号

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)附則第4条第2項の規定により、なお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法(昭和25年法律第202号。以下「改正前の建築士法」という。)第26条第2項の規定による処分をしたので、建築士法第26条第4項において準用する同法第10条第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年3月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 監督処分をした年月日 平成20年2月20日

2 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名(当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名)、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号 株式会社トラストホーム一級建築士事務所 熊本市新屋敷一丁目18番6号 株式会社トラストホーム代表取締役野畑昇子 一級建築士事務所 第1965号

3 監督処分の内容 事務所閉鎖6月

4 監督処分の原因となった事実 管理建築士が建築物(1物件)の設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出させたため、国土交通大臣から改正前の建築士法第10条第1項第2号の規定による懲戒処分を受けた。

熊本県公告第138号

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)附則第4条第2項の規定により、なお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法(昭和25年法律第202号。以下「改正前の建築士法」という。)第26条第2項の規定による処分をしたので、建築士法第26条第4項において準用する同法第10条第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年3月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 監督処分をした年月日 平成20年2月20日

2 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名(当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名)、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号 株式会社ふなもと設計 熊本市神水一丁目34番32号 株式会社ふなもと設計代表取締役船元啓良 一級建築士事務所 第2534号

3 監督処分の内容 事務所閉鎖7月

4 監督処分の原因となった事実

(1) 管理建築士が所属技術者の業務についてその管理と適正の確保を怠ったため、国土交通大臣及び本職から改正前の建築士法第10条第1項第2号の規定による懲戒処分を受けた。

(2) 所属技術者が二級建築士の業務範囲を超える設計及び建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物(2物件)を現出させたため、本職から改正建築士法第10条第1項第2号の規定による懲戒処分を受けた。

熊本県公告第139号

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成20年二級建築士試験を次のように実施する。

平成20年3月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 試験期日及び日程

(1) 学科の試験

平成20年7月6日(日)午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

平成20年9月14日(日)午前11時30分から午後4時まで

2 試験場所

崇城大学工学部 熊本市池田四丁目22番1号

- 3 受験申込手続
- (1) インターネットによる受験申込
インターネットによる受験申込については、平成 16 年以降に二級建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
- ア 受験申込受付期間及び受付時間
(ア) 期間 平成 20 年 4 月 1 日 (火) から平成 20 年 4 月 7 日 (月) まで
(イ) 時間 受付開始日の午前 10 時から受付終了日の午後 4 時まで
- イ 受験申込方法
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaic.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。
- (2) 受付場所における受験申込
- ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間
(ア) 熊本県建築士会館 2 階会議室 熊本市神水一丁目 3 番 7 号
a 期間 平成 20 年 4 月 14 日 (月) から平成 20 年 4 月 18 日 (金) まで
b 時間 午前 10 時から午後 4 時まで
(イ) 熊本県八代地域振興局 4 階中会議室 八代市西片町 1660 番地
a 期間 平成 20 年 4 月 14 日 (月) 及び平成 20 年 4 月 15 日 (火)
b 時間 午前 10 時から午後 4 時まで
(ウ) 熊本県天草地域振興局第 3 会議室 天草市今釜新町 3530 番地
a 期間 平成 20 年 4 月 14 日 (月) 及び平成 20 年 4 月 15 日 (火)
b 時間 午前 10 時から午後 4 時まで
- イ 「学科の試験」の免除の申請
「学科の試験」の免除の申請は、平成 18 年又は平成 19 年に行った試験の「学科の試験」(住所地の変更等の事由がある場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行う。
- ウ 受験申込書の受付
受験申込書の受付は、原則として上記アの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、申込み受付期間の末日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。
- 4 合格者の発表及び合否の通知
- (1) 学科の試験
平成 20 年 8 月 26 日 (火) (予定) に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- (2) 設計製図の試験
平成 20 年 12 月 4 日 (木) (予定) に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- 5 合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
- 6 その他
- (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成 20 年 6 月 11 日 (水) ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第 140 号

建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 13 条の規定により、平成 20 年木造建築士試験を次のように実施する。

平成 20 年 3 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 試験期日及び日程**(1) 学科の試験**

平成 20 年 7 月 27 日 (日) 午前 10 時から午後 5 時 10 分まで

(2) 設計製図の試験

平成 20 年 10 月 12 日 (日) 午前 11 時 30 分から午後 4 時まで

2 試験場所

崇城大学工学部 熊本市池田四丁目 22 番 1 号

3 受験申込手続**(1) インターネットによる受験申込**

インターネットによる受験申込については、平成 16 年以降に木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申し込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

- ア 受験申込受付期間及び受付時間
 (ア) 期間 平成20年4月1日(火)から平成20年4月7日(月)まで
 (イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
- イ 受験申込方法
 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaic.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。
- (2) 受付場所における受験申込
- ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間
 (ア) 熊本県建築士会館2階会議室 熊本市神水一丁目3番7号
 a 期間 平成20年4月14日(月)から平成20年4月18日(金)まで
 b 時間 午前10時から午後4時まで
 (イ) 熊本県八代地域振興局4階中会議室 八代市西片町1660番地
 a 期間 平成20年4月14日(月)及び平成20年4月15日(火)
 b 時間 午前10時から午後4時まで
 (ウ) 熊本県天草地域振興局第3会議室 天草市今釜新町3530番地
 a 期間 平成20年4月14日(月)及び平成20年4月15日(火)
 b 時間 午前10時から午後4時まで
- イ 「学科の試験」の免除の申請
 「学科の試験」の免除の申請は、平成18年又は平成19年に行った試験の「学科の試験」(住所地の変更等の事由がある場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行う。
- ウ 受験申込書の受付
 受験申込書の受付は、原則として上記アの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、申込み受付期間の末日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。
- 4 合格者の発表及び合否の通知
- (1) 学科の試験
 平成20年9月9日(火)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- (2) 設計製図の試験
 平成20年12月4日(木)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- 5 合否判定基準の公表
 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
- 6 その他
- (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成20年6月11日(水)ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第141号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年3月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 委託業務の名称及び数量
 電子計算機用データ入力業務(給与部門) 一式
- (2) 委託業務の内容
 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 入札方法
- ア 入札金額は、データ1件当たりの単価とし、小数点第2位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者であること。

- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の (4) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 平成 20 年 2 月 1 日現在において、同種の営業を 2 年以上営んでいること。
- (6) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
- (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
- ア 熊本県の休日定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）に規定する休日以外の日に、1 日 2 回（午前 11 時、午後 4 時）5 に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
- イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に 5 に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 3 月 3 日（月）から平成 20 年 3 月 10 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 20 年 3 月 3 日（月）から平成 20 年 3 月 14 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課システム班（熊本県庁行政棟新館 9 階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 3091 ダイヤルイン 096-333-2146
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成 20 年 3 月 3 日（月）から平成 20 年 3 月 14 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
- ア 日時
平成 20 年 3 月 10 日（月） 午後 3 時 30 分から
- イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 9 階情報企画課内
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 20 年 3 月 17 日（月） 午後 4 時から
- イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 9 階情報企画課内

- (5) 入札書の提出方法
6の(4)記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは5に記載の場所に平成20年3月14日(金)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった単価に予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の5以上の金額を6の(4)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った場合は、最低の価格をもって申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

平成 20 年 3 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称及び数量
電子計算機用データ入力業務（総務部門） 一式
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、データ 1 件当たりの単価とし、小数点第 2 位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の（4）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 平成 20 年 2 月 1 日現在において、同種の営業を 2 年以上営んでいること。
 - (6) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
 - (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
 - ア 熊本県の休日定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）に規定する休日以外の日に、1 日 2 回（午前 11 時、午後 4 時）5 に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
 - イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に 5 に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 3 月 3 日（月）から平成 20 年 3 月 10 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成 20 年 3 月 3 日（月）から平成 20 年 3 月 14 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課システム班（熊本県庁行政棟新館 9 階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

- 電話 096-383-1111 内線 3091 ダイヤルイン 096-333-2146
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成20年3月3日(月)から平成20年3月14日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成20年3月10日(月) 午後3時30分から
イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成20年3月17日(月) 午後4時から
イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内
- (5) 入札書の提出方法
6の(4)記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは5に記載の場所に平成20年3月14日(金)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった単価に予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の5以上の金額を6の(4)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った場合は、最低の価格をもって申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限

- 落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 143 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称及び数量
電子計算機用データ入力業務（衛生・その他部門）一式
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、データ 1 件当たりの単価とし、小数点第 2 位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の（4）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 平成 20 年 2 月 1 日現在において、同種の営業を 2 年以上営んでいること。
 - (6) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
 - (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
 - ア 熊本県の休日（定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）に規定する休日以外の日）に、1 日 2 回（午前 11 時、午後 4 時）5 に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
 - イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に 5 に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成20年3月3日(月)から平成20年3月10日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成20年3月3日(月)から平成20年3月14日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課システム班(熊本県庁行政棟新館9階)
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 3091 ダイヤルイン 096-333-2146
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成20年3月3日(月)から平成20年3月14日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成20年3月10日(月) 午後3時30分から
イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成20年3月17日(月) 午後4時から
イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内
- (5) 入札書の提出方法
6の(4)記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは5に記載の場所に平成20年3月14日(金)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった単価に予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の5以上の金額を6の(4)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札

- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 ケ 2 以上の意思表示をした入札
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った場合は、最低の価格をもって申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
 無
- (6) 契約の締結
 ア 契約書作成の要否
 要
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 144 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 委託業務の名称
 平成 20 年度電子計算機用税務データ入力業務
- (2) 委託業務の内容
 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
 ア 入札金額は、データ 1 件当たりの単価とし、小数点第 2 位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
 イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

- (4) 6の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でない者
 - (5) 平成20年2月29日現在において、同種の営業を2年以上営んでいること。
 - (6) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
 - (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
 - ア 熊本県の休日(平成元年熊本県条例第10号)に規定する休日以外の日(1日2回(午前11時、午後4時)、5に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
 - イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に5に記載の場所において、受注または納品をすることができること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
 - 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成20年3月3日(月)から平成20年3月10日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成20年3月4日(火)から平成20年3月13日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - (2) 提出場所
5に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
- 熊本県総務部税務課管理班(県庁行政棟本館3階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2101
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成20年3月3日(月)から平成20年3月18日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - イ 交付場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時
平成20年3月19日(水) 午後1時30分から
 - (4) 入札及び開札の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館6階601会議室
 - (5) 入札書の提出方法
6の(4)記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成20年3月18日(火)午後5時30分までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった単価に仕様書の予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に

- 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
- 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているので、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
- 無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
- 要
- イ 契約の締結期限
- 落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
- 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
- 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県教育委員会公告第 5 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 3 日

熊本県教育長 柿 塚 純 男

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
- 平成 20 年度熊本県立豊野少年自然の家管理業務
- (2) 委託事業の内容
- ア 給食業務
- イ 清掃業務
- ウ 施設連絡員業務

- エ ボイラー取扱等業務
詳細は入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 入札方法
- ア 入札金額は、平成20年度熊本県立豊野少年自然の家管理業務に要する費用とする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として1（2）のア～エのすべてについて営業種目として登録された者（営業種目「その他」において一括して登録された者を含む。）であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者。
- (3) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績がある者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6の（4）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成20年3月3日（月曜）から平成20年3月11日（火曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成20年3月3日（月曜）から平成20年3月11日（火曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県豊野少年自然の家
郵便番号 861-4305 熊本県宇城市豊野町山崎 1775
電話 0964-45-3855
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 ア 交付期間
 平成 20 年 3 月 3 日 (月曜) から平成 20 年 3 月 12 日 (水曜) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 イ 交付場所
 5 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 ア 日時
 平成 20 年 3 月 12 日 (水曜) 午前 10 時から
 イ 場所
 熊本県立豊野少年自然の家 研修室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時
 平成 20 年 3 月 21 日 (金曜) 午前 10 時から
 イ 場所
 熊本県立豊野少年自然の家 研修室
- (5) 入札書の提出方法
 6 の (4) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 20 年 3 月 19 日 (水曜) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (4) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 エ 記名押印を欠く入札
 オ 金額を訂正した入札
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 ケ 2 以上の意思表示をした入札
 コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
 有
- (6) 契約の締結
 ア 契約書作成の要否
 要
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当

- するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項の種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県教育委員会公告第6号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年3月3日

熊本県教育長 柿塚純男

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
平成20年度熊本県立菊池少年自然の家管理業務
- (2) 委託事業の内容
ア 給食業務
イ 清掃業務
ウ 施設連絡員業務
エ ボイラー取扱等業務
詳細は入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、平成20年度熊本県立菊池少年自然の家管理業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として1（2）のア～エのすべてについて営業種目として登録された者（営業種目「その他」において一括して登録された者を含む。）であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者。
- (3) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績がある者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6の（4）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成20年3月3日（月曜）から平成20年3月11日（火曜）までの日（県の休日

- を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 20 年 3 月 3 日 (月曜) から平成 20 年 3 月 11 日 (火曜) までの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県菊池少年自然の家
郵便番号 861-1441 熊本県菊池市原 4885 番地の 5
電話番号 0968-27-0066
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 20 年 3 月 3 日 (月曜) から平成 20 年 3 月 12 日 (水曜) までの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成 20 年 3 月 12 日 (水曜) 午前 10 時から
イ 場所
熊本県立菊池少年自然の家 研修室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 20 年 3 月 21 日 (金曜) 午前 10 時から
イ 場所
熊本県立菊池少年自然の家 研修室
- (5) 入札書の提出方法
6 の (4) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 20 年 3 月 19 日 (水曜) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (4) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入

- 札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
- 有
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

宇城地域保健医療推進協議会公告第2号

宇城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成20年3月3日

宇城地域保健医療推進協議会長 水野 秀夫

- 1 開催日時
平成20年3月12日（水） 午後2時から4時まで
- 2 場所
松橋ホワイトパレス 3階クリスタルホール（宇城市松橋町松橋1330-1）
- 3 議題
(1) 第4次宇城地域保健医療計画の評価について
(2) 第5次宇城地域保健医療計画の策定について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
宇城市松橋町久具400-1
宇城地域保健医療推進協議会事務局（宇城保健所総務企画課）
（電話 0964-32-2416）

菊池地域保健医療推進協議会公告第2号

平成19年度第2回菊池地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催します。
なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成20年3月3日

菊池地域保健医療推進協議会

- 1 開催日時
平成20年3月7日（金）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
菊池市隈府1272-10
菊池地域振興局 大会議室

- 3 議題
 - (1) 第 4 次菊池地域保健医療計画の進捗状況について
 - (2) 第 5 次菊池地域保健医療計画案について
 - (3) 救急医療専門部会報告について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において、菊池地域保健医療推進協議会事務局の許可を得たうえで、入室できます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
菊池市限府 1272-10
菊池地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県菊池保健所総務企画課)
(電話 0968-25-4156 内線 540)

熊本県社会福祉審議会公告第 4 号

熊本県社会福祉審議会の会議を次のとおり開催する。
平成 20 年 3 月 3 日

熊本県社会福祉審議会
委員長 良永 彌太郎

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 11 日 (火)
午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁新館 2 階 AV 会議室
- 3 議題
 - (1) 専門分科会の開催状況について
 - (2) 平成 20 年度社会福祉関係主要事業について
- 4 傍聴者の定員
10 名
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県社会福祉審議会事務局 (熊本県健康福祉部健康福祉政策課政策班)
(電話 096-333-2193)

熊本県グリーン購入推進方針リサイクル建設資材判断基準等検討委員会公告第 1 号

熊本県グリーン購入推進方針リサイクル建設資材判断基準等検討委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 3 月 3 日

熊本県グリーン購入推進方針リサイクル建設資材判断基準等検討委員会
会長 三井 宜之

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 6 日 (木) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 8 館 803 会議室
- 3 会議内容
 - (1) 平成 20 年度熊本県グリーン購入推進方針における見直し予定品目及び判断基準等について
 - (2) 意見交換
- 4 傍聴者の定員
10 名
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県グリーン購入推進方針リサイクル建設資材判断基準等検討委員会事務局（熊本
県環境生活部環境政策課）
（電話 096-333-2262）

熊会公告第91号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年3月3日

熊本県警察本部長 横内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
熊本県警察本部庁舎廃棄物運搬処理業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 委託場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号地内
- (5) 入札方法
ア 入札金額は、平成20年度に熊本県警察本部から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の運搬処理業務委託に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目廃棄物処理の一般廃棄物の収集運搬、処分及び産業廃棄物の収集運搬、処分に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で、本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 熊本市内に本社、支店又は営業所を有する者であること。
- (3) 熊本市の一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず）の許可を受けている者であること。
- (4) 従業員（常勤職員）を5人以上雇用しており、かつ、一般廃棄物収集運搬業車両として熊本市の登録を受けた一般廃棄物収集運搬専用車両（パッカー車両）を2台以上保有している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立てを行った者又は申し立てをなされた者にあつては、当該申し立てに係る更正計画認可決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てを行った者又は申し立てをなされた者にあつては、当該申し立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成20年3月3日（月）から平成20年3月7日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出

し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成 20 年 3 月 3 日 (月) から同年 3 月 19 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(2) 提出場所

5 に記載のとおり

(3) 提出方法

5 に記載の場所へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書又は電話により通知する。

5 契約条項を示す場所

熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管理係

郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-381-0110 内線 2263

6 入札手続き等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

5 に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 20 年 3 月 3 日 (月) から同年 3 月 19 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

5 に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成 20 年 3 月 24 日 (月) 午後 2 時

イ 場所 熊本県警察本部 201 会議室 (警察棟 2 階)

(4) 入札書の提出方法

6 の (3) 記載の日時、場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 20 年 3 月 21 日 (金) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札に参加しようとするものは、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の日時まで納付しなければならない。ただし、次号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

(2) 入札保証金の免除

ア 入札に参加しようとするものが、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとするものが、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められた時に限る。)

8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を提出しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

(4) 記名押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合によると認められる入札

(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

(9) 2 以上の意思表示をした入札

(10) 入札金額と契約単価が矛盾する入札

(11) 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 契約保証金に関する事項

(1) 契約しようとするものは、契約担当者が指定する日時までに契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

(2) 契約保証金の免除

契約保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

ア 契約しようとするものが、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとするものが、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたときに限る。）。

11 その他

(1) 最低制限価格は設定しない。

(2) 契約書作成の要否

要

なお、契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。

(3) その他詳細は、入札説明書による。

